

入札監理小委員会
第395回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第395回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年12月4日（金）14:27～16:22

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○電子計算機システム一式（（独）国立特別支援教育総合研究所）

2. 業務内容変更（案）の審議

○原子力規制委員会行政情報システムの運用管理支援業務（原子力規制委員会）

3. 実施要項（案）の審議

○大山隠岐国立公園大山寺及び榊水高原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務（環境省）

4. その他

○原子力機構基幹情報システムの運用支援業務の契約変更について（事務局）

<出席者>

（委員）

石堂主査、若林専門委員、宮崎専門委員、早津専門委員、大山専門委員、小尾専門委員

（（独）国立特別支援教育総合研究所）

財務課 窪川課長、研修情報課 小林課長

（原子力規制委員会）

原子力規制庁長官官房総務課情報システム室 足立室長、佐野課長補佐、
参事官（会計担当）付 安西参事官補佐

（環境省）

自然環境局国立公園課 岡本課長、田村課長補佐

（事務局）

新田参事官、澤井参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第395回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、

①独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の「電子計算機システム一式」の実施要項（案）

②原子力規制委員会の「原子力規制委員会行政情報システムの運用管理支援業務」の業務内容変更（案）

③環境省の「大山隠岐国立公園大山寺及び柘水高原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務」の実施要項（案）

について審議を行います。併せて、

④原子力機構基幹情報システムの運用支援業務の契約変更

について事務局より報告があります。

最初に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の「電子計算機システム一式」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

実施要項（案）について、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所財務課窪川課長並びに研修情報課小林課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○窪川課長 御紹介いただきました財務課長の窪川でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、本研究所調達予定の「電子計算機システム一式民間競争入札実施要項（案）」について御説明申し上げます。

ページをおめくりいただきまして、1ページ目でございます。

お時間の関係上、「趣旨」に関しては割愛させていただきます。

2番目の「本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項」でございます。

1番目の「業務の概要」「業務の経緯等」ですが、当研究所は、我が国におきます障害のある子どもの教育の充実・発展に寄与するため、障害のある子どもの教育に関する実際の・総合的な研究活動を行うとともに、それを核として、研修事業や教育相談事業、情報普及活動等を一体的に実施するなど、幅広い事業や活動を展開しているところでございます。

現在の電子計算機システムは、これらの業務を遂行するため、平成24年12月に導入されたものでございます。研究所の職員が業務の遂行や研究に利用するための端末利用システム、メール、ファイル・アプリケーション等各サーバ、研修員の利用に供する研修支援システムなどと、これらのシステムを統合するネットワークシステムから構成されてございます。

電子計算機システムの契約期間は平成28年11月末まででございまして、各システムが老朽化、陳腐化してきていることから、システム全体を更新し、業務効率を向上させるとと

もに、研究等業務の高度化、最適化が図れるよう最新の情報機器とインターネット利用技術を取り入れることが必要となってきました。

そこで、既存システムの更新並びに最新技術等の導入を目的といたしまして「電子計算機システム一式」を、法の手続に従いまして、平成28年12月から公共サービス実施民間業者に委託する予定でございます。

システムの概要については、「調達仕様書概要説明」にございますが、こちらは後ほど小林から説明申し上げます。

おめくりください。

概要については、アの(イ)から(ウ)(カ)、また、エの「請負業務の引継ぎ」、続きまして、「確保されるべき対象業務の質」。

また、ページを飛ばしまして、3ページの3でございます。「実施期間に関する事項」でございます。業務請負契約の契約期間は、平成28年12月1日から平成32年11月30日までといたします。

なお、開発・構築は平成28年7月から11月、保守・運用支援は平成28年12月から平成32年11月までとするものでございます。

続きまして、4の「入札参加資格に関する事項」でございます。少し飛ばしまして、(3)でございます。本調達におきましては、平成28年度文部科学省競争参加資格の「役務の提供等」のA及びB等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であることといたしております。

その他は、他の法人と同様の文言が並んでございます。

おめくりいただきまして、4ページ5番でございます。「入札に参加する者の募集に関する事項」でございます。(1)の「スケジュール」だけ申し上げます。入札公示：官報公示が平成28年4月下旬を予定しております。入札説明会も同じく4月下旬。質問受付期限が6月中旬まで。入札書及び提案書提出期限が6月中旬まで。提案書の審査を6月下旬ごろに行います。そして、開札及び落札予定者の決定を7月上旬ごろに行いまして、契約締結を7月下旬ごろに行うというタイムスケジュールとなっております。

次ページに移っていただきまして、5ページでございます。下の6番でございます。「本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項」でございます。(1)の「評価方法」でございますが、本業務を実施する者の決定は、最低価格落札方式によるものといたします。なお、技術の評価に当たっては、当研究所が任命する技術職員が行うものとしております。

おめくりいただきまして、6ページに、7番の「本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」。

次ページ8番で、「本業務の請負業者に使用させることができる財産に関する事項」。

9番として、「本業務請負者が、当研究所に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が

講じるべき措置に関する事項」が述べられております。

少し飛びまして、11ページに、10番として「本業務請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項」。

11番として「本業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項」。

最後、12ページをおめくりいただきまして、「その他業務の実施に関し必要な事項」。

こちらに関しては、基本的に、あらかじめ御提示いただいております様式を参考といたしまして、それに沿った形で構成しているものでございます。

おめくりいただきまして、13ページの裏が「従来の実施状況に関する情報の開示」で、別紙1で2ページ物がついております。

次おめくりいただきますと、横型のポンチ絵でございますが、業務フローでございます、別紙2でおつけいたしております。

最後に、別紙3として、組織図をおつけしているところでございます。

それでは、仕様書の中身につきまして、小林から改めて御説明を申し上げます。

○小林課長 研究所で情報系を担当させていただいております課の私小林から、今回調達をします仕様等の中身について御説明をさせていただきます。仕様の中身、詳細にわたってございますので、本日、参考資料(委員限り)ということで右上に書かれてございます。資料を用いて、まず概要について御説明をさせていただきたいと思っております。カラーの1枚物がお手元にお配りさせていただいているかと思っております。

私どもの研究所のネットワークとそれに接続されている業務に関するシステムでございますけれども、今回調達をするのは、特定の業務に特化したシステムではなく、研究所の研究員や職員が通常の業務で共通に使う範囲のものを導入するというところで考えております。所内のファイルサーバとか、IP等を割り振るサーバ、それから、アクティブディレクトリという機器等ネットワークにつながった資産を管理するサーバ、それから、グループウェア等、そして、外部に対してはWebを使って情報を公開したり、それから、メールを使ってやりとりしますので、そういったサーバを導入したい。それから、それらの機器についてはネットワークに接続されておりますので、そのネットワークの要所要所を管理をするネットワーク機器を導入ということでございます。

本研究所のネットワークの仕組みについては、特段大きな工夫はされておりませんで、SINETを使ってインターネットと接続をしております、ファイアウォールを通して所外と所内を切り分けているというような形でございます。

また、図の中で「所内LAN」と書かれている部分がございますけれども、所内と外部に対してサービスを提供している「外部公開LAN」というところ、2つに分かれてございまして。こちら基幹スイッチと呼ばれるもので所内と所外を切り分けているというような構成になってございます。所内については、所内サーバといたしまして、ファイルサーバとか、DHCPサーバ、ADサーバ等がつながっております。そして、外部公開LAN。通称DMZと一般

名称で呼ばれている部分ですけれども、こちらについては、Webとかメール、外部と遠隔会議をするためのシステムを私ども設置してございまして、それらのサーバを導入したいということでございます。また、併せて、DNSというようなものもリプレースしたいということを考えてございます。

そのほか、シンクライアントの端末とか、私どもは研修事業をやっております、2か月ほどの研修を年に3回ほどやっていますのですけれども、最大で100名ぐらいの方をお迎えして行う研修もございまして、研修員が使う環境も併せて構築しているところございまして、職員が使うところをこの図で言うところの「端末利用システム」というところ、それから、主に研修員が使うところを「研修支援システム」と呼んでございます。それから、調達の中で、ネットワークのスイッチとかネットワーク機器のことをネットワークシステムと呼んでございまして、これらの3つのうち、赤枠で囲われている部分を今回の調達の対象とさせていただいているところでございます。

右上のところですけれども、非常勤職員も含めて、これらのシステムについては利用者は約80名、それから、研修員としては少ないときもありますが、最大で100名ほどの利用者を見込んでいるところでございます。

また、経費については、4年間の契約で、約1億円を見込んでいるところでございます。

これが今回リプレースの対象としている範疇でございますけれども、では、実際契約を結んだ後に、これらのシステムを本調達の中で導入した後に、業者と保守と運用支援の契約を結ぶのですけれども、それらについて御説明をさせていただきたいと思っております。お配りしている要項の別紙2をごらんください。18/75ページになります。

「業務フロー」と書かれているペーパーでございます。左側上が利用者でございまして、右側の「管理者」が当研究所の情報管理部門でございます。左下に「電子計算機システム」と書かれているのが本調達において導入するものと、それから、既存のものをそのまま使い続けるもの、それらを合わせて電子計算機システムと呼んでございます。今回調達分と調達対象外部分については、それぞれ保守業者と契約を結んでいる、もしくは結ぶ予定でございまして。今回の調達で請け負っていただく部分については、右下の部分の「電子計算機システム請負者」という部分でございます。また、既存の部分等については、図の中の「他業者」という部分になってございます。

利用者が使っておりますと、さまざまな問題が生じる場合等がございますので、問い合わせというのを一時的には私ども管理部門に対して問い合わせをしていただきまして、簡単なものであればそのままお答えするというようなことですが、場合によっては、少し高度なもので対処できないという場合がありますので、そういったものについて問い合わせをさせていただいたり、あるいは何か支障が生じた際に作業をしていただく。支障というのは、例えば使い方がよくわからないので実地で教えてほしいというような場合について、請負業者に対してお願いをして、作業をしていただくことになってございまして、今回調達部分については、電子計算機システム請負者に行っていただくというようなもの

でございます。

また、システム系を管理するためには、バージョンアップとか、いわゆるパッチ当てと呼ばれるセキュリティ対策を施していくことが必要でございますけれども、そこについては、基本的に、私どもが運用管理ということで日々の機器を見ていくことになりましてけれども、何かそういうバージョンアップ等の作業が必要になった場合には、当該機器等の保守をしている業者をお願いをしまして、それなりの保守等をしていただくというような契約が含まれてございます。

また、月に一度でございますけれども、メンテナンス作業のために来所していただきまして、毎月の問題点とか課題とか、それから、パッチ当て等の作業を行っていただくというようなことを考えておりまして、これが契約終了までの4年間行っていく予定のものでございます。

簡単ではございますけれども、今回調達で考えている範囲、導入内容と、それから、導入後の保守・運用支援に関する御説明になります。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

システムそのもののお話ではないのですけれども、今回28年度からやる部分は、これまでと業務のボリュームとしてはほとんど変化はないと考えていいのですか。

○小林課長 基本的には変更はございません。

ただし、今回、民間競争入札ということで、公共サービスの質を設定するというようなことが求められたものですから、今初めて拝見したのですけれども、資料A-1 委員限りということできょうお配りされている資料の3番目の「確保されるべき公共サービスの質」がございましてけれども、ここのイ・ウ・オのところですが、これを従前とは異なり、新たに設定させていただいたところがございます。

○石堂主査 私の関心は、16/75にある「従来の実績状況に関する情報の開示」がございましてけれども、ここに26年までの数字が載っていて、新しく入ってくる業者もこの数字を見れば、自分がこの程度の仕事をやるんだということがわかるのかということなのです。ですから、26までの数字がありますけれども、28以降がこの数字と変わってくるような要素があるかないかというところをちょっとお聞きしたかったので、もしあれば、この数字は数字として、注記のほうにこういうことが考えられていることを追記していただく必要があるかなというのが質問の趣旨です。特に書くまでのことは考えられないということであれば、それでよろしいかなということです。

○小林課長 通常システム導入ということ踏まえて今回の調達を考えた場合に、特段、あえて明記をしなければいけないというのが従前と今回で出てくるかということ、ないと考えられていますので、また、今回、この仕様書等をつくる際に、市場調査を行っているわけで、4者以上に対して、いろいろとどうでしょうかということで確認をとっているの

すけれども、特段の質問もなかったものですから、この内容で十分御理解いただけるものというふうに判断してございます。

○石堂主査 わかりました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○早津専門委員 契約情報のところで伺いたかったのですけれども、19年12月から24年11月の5年間と、24年から28年の4年間の金額は大分違うのですけれども、これは業務の内容が違ったという理解になるのでしょうか。

○小林課長 こちらにつきましては、業務の内容ではなく、調達内容が変わってございます。

実は、図書システムというものを、私どの機関の中に図書室がございまして、蔵書の内容等を登録して外部に情報を提供するシステムがございましてけれども、それが従前19年の契約の際には含まれていたのですけれども、24年の契約の際に、それが別契約になったということが金額の大きな差異の理由でございます。

○早津専門委員 本業務の内容で御説明いただいた中に、既存システムの更新と最新技術の導入目的とした電子計算機システム一式というふうにあるので、既存のものの改編というイメージでいいのですか。

○小林課長 システムについては、日進月歩で数年たつと以前のものは陳腐化されると思いますけれども、今回導入するのは、24年に導入した際のレベルがあると思いますけれども、ミドルクラスというふうに私どもは考えてございますけれども、現時点でのミドルクラス、それに該当するものを入れるという意味合いで、そのような形でちょっと書かせていただいております。

○早津専門委員 引継ぎのところで、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類によって業務の引継ぎを受けるものとするのとあるのですけれども、今まで、引継ぎは何かされたことはあるのでしょうか。ないとすると、書類はどういうものをこれを読んだ人はイメージできるのかなというか、書類だけになるわけではないのですか。「等」とあるので、そのほかもあるのかもしれないです。

○小林課長 ここで、私どもが想定しているのは、基本的にはリプレースでございまして、多少機器が変わったとしても、設定とか、それから、同じようなシステムが導入されるという想定であると、今までの利用者からいろいろ質問を受けたり、対応した内容が書類として蓄積されてございますので、それを新しい業者に引き継いでいただいて、引継ぎによって支障がないように対応していただくというようなイメージでここを書かせていただいております。

○石堂主査 今の早津委員からの部分は、その1つ上に、「当研究所は」という言い出しがあって、要するに、引継ぎが完了したことを確認するという文章がありますね。ですから、いかなる書類によるものであっても、いわばその引継ぎを受ける側が、十分引継ぎをちょうだいいたしましたというところは、研究所自身がきちんと責任を持つという見方で

よろしいわけですね。

これは業者に任せておくと、今まで仕事をやっていた業者は「これを見てやってください」と、新規の業者は「これだけ渡されても」ということがあるわけですよ。この上の「当研究所は」という言い出しの部分は、まさしくそういうことがないように、研究所が責任を持ちますという趣旨の文章というふうに解釈したいのですけれども、それはそういうことでよろしいですか。

○小林課長 基本的には、おっしゃるとおりでございます。

ただし、引継資料の中には、システムに対する設定、ファイアウォールとか、あるいは既存のメールアドレス等の移行というようなものも含まれてございますので、必要な資料はお渡ししますので、それに基づいて正しく設定をされているかどうかというのは確認させていただきまして、それらがうまくいっていない場合は、引継ぎをきちんとできていないというような判断をさせていただくことになろうかと思えます。

○石堂主査 よろしいでしょうか。

○早津専門委員 わかりました。

○石堂主査 同じ引継ぎの右側のページに、支払いに関して、「適正な支払請求書を受領した日から40日以内に」という表現があって、これはちょっと気になるのですね。請求書をもって、大体30日以内のほうが普通ではないかと思うのですけれども、これはどういう感じなのですか。

○窪川課長 こちらは、本法人の会計細則の73条に「契約担当役等は検査を完了し、契約の適正な履行及び完了を確認した後に、契約の相手方から適正な請求書を受領した日から40日以内に支払うものとする」という規定がございます。これに則っての表現でございます。

○石堂主査 そうすると、業者の側からすれば、請求書を発行しても、翌月内に受け取れない場合もあるということになりますね。それは今まで不満が出たりということはないのですか。

○窪川課長 今のところはないようです。

○石堂主査 役所なりこういう独立行政法人にしても、規程をつくるときは、必ず下敷きがあって、どこかのを参考にしてつくっていると思うのですね。そうすると、そちらが内規をつくったときには、40日というのものもあるのかもしれませんが、どこかのを参考にしてつくったという理解ですか。

○窪川課長 多分、他の独立行政法人のを参考にしておると思いますが、現状といたしまして、40日以内とは言っておりますが、当研究所と請負者が協議して、できるだけ早く支払をしいというのが現状であるということでございます。

○石堂主査 「それなら結構です」と言いたいところですが、実は、こことお付き合いしてきた業者は、ここには40日と書いてあるけれども、実際はもうちょっと早く払ってもらえるのだとわかるのですよ。でも、新規にこれから入ろうという業者はこれしか見

ませんから、40日でないと払ってくれないのかというふうに解釈するはずなのです。そうすると、今のおっしゃったことをここに書きつけているかどうかということだと思いのですね。内規上こうなっている。ただし、必要に応じて、協議の上早めることもあるとか、何かうまい表現で、40日ぎりぎりにならないと払わないということではないんだということを示すべきではないかなと思うのです。ちょっと御検討をいただけますかね。

○窪川課長 はい。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

○若林専門委員 先ほど御質問のあった従来の契約状況についてですけれども、金額は結構動いていて、それは中身に応じて違うというお話だったのですけれども、もし、落札率がそれぞれおわかりになれば教えていただきたいのと、それから、応札者がこれまで1者、2者という形になっているのですけれども、応札者が余りいなかったという理由というか、何か分析をこれまでされたことがおありでしたら、その結果をお教えいただきたいと思えます。

○窪川課長 数字を今回ちょっと持って来ませんでしたので、後日御連絡させていただくということで、申しわけございません。

○小林課長 応札者が余りいなかった理由ですけれども、正直、分析というレベルのものは行っておりません。

ただし、昨今どこも同じだと思うのですけれども、予算的に非常に厳しい状況でございまして、予定価格をかなり低めに設定をさせていただいているというところはございます。例えば、今回、予定価格は公表してないのでわからないのではないかとのお話もございますけれども、実は、調達方式で大体上限額が見えるというところがございます。今回は、総合評価方式を採用していないということから、また、一般的な政府調達の範疇でということなので、80万SDR以下の予定価格であることは業者には自明ですので、それ以上かかりそうところは、あえて、応札作業をせずに降りてしまうというような事情もありまして、こういうことになっているのではないかと分析はしてございます。

ただし、私もはなるべく多くの業者の方に参加をしていただきたいということを考えてございますので、今回も非常に厳しい価格を調査の結果設定しているというのはわかっておりますけれども、多くの業者さんに市場調査の段階でお声がけをして、今回の仕様書の内容については、参加できるような形に配慮させていただいたというふうに考えてございます。

○大山専門委員 18ページの「業務フロー」と書いてある、先ほどのA4の横になっている図（別紙2）ですが、これをぱっと見たときに、右下にある「電子計算機システム請負者」は今回の範囲だと思うのですけれども、「他業者」とありますね。この「他業者」との間の「連携」と書かれると、これは何かと心配すると思うのですよ。

普通、何かシステム上の責任といいますか、サポート範囲が、できれば明確に切れていて、それを超える場合、連携してねというのは、これは気持ちの上でもわかるし、ある意

味常識的にもそうなると思うのですけれども、ただ、相手方があることだと、相手が何をやっているのかというのがわからないと極めて心配になるのではないかなと。

左側のほうを見ると、「今回調達部分」と「調達対象外部分」とあって、これは単に端末だけを書かれてこういうふうになっていると思えば、これも、これだけ見ると、あれとちよっと思ってしまう部分がありまして。その意味で食いつきが悪くなると思いますか、文字の字面でずっと追いかけていって詰めていく前に、多分こういうのを見て、可能性はあるかなと思ったときに、説明を探してもさっと出てこないのですけれども、この辺はどうなのですか。

○小林課長 今回、時間の関係で、仕様書部分の御説明をかなり割愛させていただいたのですけれども、仕様書の別紙というところに、今回調達する範囲全体に関するものを幾つか参考資料としてつけさせていただいております。具体的には54ページ以降の資料にあります。

システムとネットワークの構成については、まとめてしまうとわかりづらいものですから、別紙1ということで、システムに関する部分を書かせていただいております、調達範囲とそれ以外のもの。ネットワーク機器については、別紙2で全体構成と、それから、今回の調達範囲、それ以外の部分を書かせていただいております。

そして、最後に、責任分解点についてでございますけれども、2ページほどおめくりいただきまして、58ページでございます。今回調達する範囲については赤い部分の機器、それから、先ほどの図で他業者となっている部分は青い部分、そして、黒い部分が当研究所となっております。お互い単独でそれぞれ動くものではなくて、ネットワークにつながって、相互に関連・連携をしながら動くシステムでございますので、何か支障が生じた場合、どこが壊れているのかとか、あるいは、何か上位の関連する機器が壊れている場合、他業者もしくは私どもから情報を提供しないと適切な保守・支援ができないことから、「連携」と書かせていただいております。

○大山専門委員 そうすると、「他業者」に当たるところの役務あるいは保守の範囲については、契約期間はこういうふうになっているのですか。

何でこれを聞くかということ、本来だったら、これもある種、業者を2つあるいは3つ選ぶのであれば、分離発注になると思うのですけれども、このシステム全体を見たときに、分離の仕方はもう少し工夫がないのかなとついつい思う面があるのですね。

特にシンクライアントを使っているということは、その分、クラウド型の何らかのデータセンターがどこかにあって、そこが外れることはきつくないのだろうなというふうにある意味IT関係をやっていれば常識的にそういうふう思うので、そうすると、相手は大体予測されてきてというようなことにはなるのですね。そうすると、親和性があるかどうかで、この入札に参加するかどうかというのは、自分がどこの会社にいるかによってわかってくるような感じがするので、その意味で、調達の仕方についての時間的な問題でこういうふうになっているのだとすれば、将来にわたってこういう流れを考えていくときに、も

っと工夫ないのだろうかというふうにもちょっと思うところがあるのですが、そこはいかがなのですか。

○小林課長 現在のシステムにつきましては、買取部分と、それ以外のここで行われている「他業者」と呼ばれている業者が管理している部分になってございます。買取部分についてはスポットで保守をすることになっていきますので、今時点では、業者と私どもで持ち・持ちの管理という形になってございますので、今回は、ちょっと予算の関係もございまして、使い切れるものはなるべく長く使っていこうと。クライアント系とかそういったものについては、大体減価償却を考えて4年ぐらいになるのですけれども、サーバ系は5年以上持つ、ネットワーク機器については10年ぐらい持つものもありますので、現行の業者のうち、契約期間が短いといいますか、導入してから期間が短いものについては、今回調達しようとしている4年間については、さらに、リース延長して使っていこうというようなことでこういう形になってございます。

ですので、今回の契約が切れるときには、このリース延長をして長く使えるだろうという機器が8年たちますので、そのときには、今回と同じような形で、全てを1者と契約、場合によっては私どもが買取っての管理をするということで考えてございます。

○大山専門委員 ありがとうございます。そういう明確な回答があると、すごく納得しやすいです。でも、そこは書けないのですね。

○小林課長 仕様書に書かれている内容が保守の範囲というか、業者をお願いしたい範囲でございまして、もし、そういうことが気になる業者さんがいらっしゃれば、質問の期間とか資料の提供については書かせていただいておりますので、御確認いただければと考えてございます。

○石堂主査 今のやりとりを聞いていると、最後、わからないところはこういう機会に聞いてくれということをごどこかに明確に書いてあるかという気もするのですけれどもね。基本的に、秘密に関するもの以外は、情報は提供しますよと。そのためにはこういう機会を御利用くださいということが書いてあるかどうかかなと思います。

○小林課長 機械は2回あると考えておまして、入札説明会等でお話ししようというのが機会の一つでございまして。それから、もう一つですけれども、要項の8/75ページですが、「本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」で、「資料の閲覧」がございまして。こちらで、今御指摘のあったようなことについては御確認いただきたいという趣旨で書かせていただいております。

○大山専門委員 そういうお考えがあるのは非常にいいことですが、ここの文言は普通にあるので、多分受ける側はそう取れないのですよ。だから、来てもらわないと始まらない、こういう競争性の高い入札を期待なさるのであれば、やはりそこは何か工夫はないでしょうか。逆に、工夫をしていただくと、それが今度ほかのところに対する手本になる可能性も十分あると思うので、多分、主査がおっしゃっているのはそういうことで、私もそういうふうにもちょっと思いますね。

○石堂主査 そこはちょっと御検討をいただきたいと思います。

○小林課長 わかりました。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

○小尾専門委員 今回は、シンクラとかは既存のものを使うということだと思のですが、そうすると、今回納品のものとの多分結合テストとかを本当はやらないと、きちんと動いたかどうかというのがわからない。そういう意味では、何らかのスケジュールの案のようなものを本当は提示していただくといいのかなと思うのですが、今見ると、仕様書上は納入期限が書いてあって、その2週間前に納品しなさいぐらいの感じで書かれていて、例えば、もう少し実際のもを入れるのはこのくらいで、既存のシステムというか、今回の場合には多分シンクラが一番メインになるかなとは思のですが、そことの結合テストをきちんとこの期間の間にやりなさいというようなことを明示されたほうが、もう少し親切かなとも思いますので、そこら辺をちょっと検討いただければなと思います。

○小林課長 わかりました。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

○大山専門委員 別紙2は、これは業務フローではないですね。ちょっとタイトルを考えられたほうが良いと思います。

○小林課長 失礼いたしました。業務の保守・支援の概念図のような名称で、少し考えさせていただきます。御指摘ありがとうございます。

○石堂主査 よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本件については、再審議は不要と思いますけれども、実施要項をあちこちちょっと見直していただく部分、それから、先ほどの落札率のお話の御返事いただくとか、若干残りますので、国立特別支援教育総合研究所におきましては、引き続き、ちょっと御検討をいただいて、本日の審議を踏まえ、実施要項についての必要な修正を行い、事務局を通して、さらに、各委員が確認した後に、意見募集という手続を踏んでいただきたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

それでは、本日は、どうもありがとうございました。

（（独）国立特別支援教育総合研究所退室、原子力規制委員会入室）

○石堂主査 続きまして、原子力規制委員会の「原子力規制委員会行政情報システムの運用管理支援業務」の業務内容変更（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、業務内容変更について、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課情報システム室足立室長並びに佐野課長補佐より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は合わせて10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○足立室長 　ただいま御紹介いただきました原子力規制庁長官官房総務課情報システム室長の足立と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

今回御審議いただきますのは、原子力規制委員会の次期行政基盤ネットワークシステム、いわゆる行政機関で言うところの行政LANシステムの調達方法の変更でございますけれども、まず私から、資料をめくっていただいて、1ページ目を中心とした原子力規制委員会の組織の変遷等の概要、こちらについて説明をさせていただきます。対象となります情報システムの調達スケジュール（案）、それから、今まで市場化テストへの取組状況等、詳細につきまして、佐野課長補佐から御説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料1ページ目ですが、原子力規制委員会は、平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故の反省のもと、真ん中に書いてございます、平成24年9月19日に、原子力規制委員会設置法に基づきまして、原子力規制委員会及びその事務局でございます原子力規制庁が設置されました。設立当初の人員の数は約500名程度の組織でございます。

その後、資料右のほうに書いてございますが、平成26年3月1日に、独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）を廃止・統合いたしました。JNESの職員も500名程度でございましたので、JNESの廃止・統合により1,000名規模の組織となったという経緯がございます。

次に、現行の情報システムについては、平成24年の原子力規制委員会設立に新規に構築したものでございますが、26年のJNES統合時に増強をしてございます。ただ、そのときに、JNESで運用してございましたJNESの基盤情報ネットワークシステムについては、統合のタイミングで完全に廃止をしたという経緯がございます。

そのような背景の中で、市場化テストへの取組について御説明を申し上げます。平成24年度に、資料の下のほうに吹き出しで書いてございますが、JNESの基盤情報システムの運用管理業務を対象といたしまして、ただ、平成26年度にはJNESが廃止されたというタイミングで、原子力規制委員会の行政LANシステムの運用管理業務に対象が変わったという経緯がございます。

私どもといたしましては、対象は変わったものの、しっかりと市場化テストを実施していくというスタンスをとりまして、次期システムのプロジェクトを立ち上げました昨年度から種々検討を行ってきたところでございます。

私からは、今までの経緯を簡単に御説明いたしました。以降、今までの市場化テストへの取組として検討してまいりました内容を中心に、詳細を説明させていただきます。次期情報基盤システムの最適な調達方法につきまして、御審議をいただければと思います。

それでは、詳細の説明を佐野課長補佐からさせていただきます。

○佐野課長補佐 　それでは、引き続き御説明をさせていただきたいと思います。お時間が限られるため、ポイントを御説明させていただきたいと思っております。

まず2ページ目ですけれども、こちらが全体の調達スケジュールとなっております。上段の青い点線部分が、平成24年9月から運用しております規制委員会のネットワークシス

テムの更改のスケジュールとなっております。現在、次年度の平成29年1月の開始をめぐりに更改する予定で進めております。

仕様書（案）について意見招請をし、一昨日の12月2日締切ということで、意見招請の意見をいただいたところでございます。次年度の予算が確定次第、年明けをめぐりに公示をして、今年度中に業者決定をする予定で進めております。

真ん中の赤い中段部分が市場化テスト対象で、運用管理支援業務のスケジュールとなっております。平成29年1月のネットワーク更改に合わせまして、運用業務を調達とするということで、現在、4～5月ぐらいをめぐりに実施要項の審議をしていただく予定で考えてございました。

続きまして、3ページ目にまいります。こちらが現行のネットワークシステムの運用体制でございます。先ほど御説明のありました平成26年の市場化テストの対象が変わった際には、この図の左側の赤枠部分でございます運用統括チーム、ヘルプデスク運用チーム、データセンタ運用チームの部分を、当初、情報システム運用管理支援業務として市場化テストの対象として認識をしておりました。それと、右から2番目でございます青い点線部分がネットワークの構築・サーバ機器導入業者でございまして、こちらは、最初に構築した後は非常駐ということで、以降、保守のみを行っているような体制となっております。

4ページ目にまいります。こちらの図が、今回ネットワーク更改に当たりまして、改めて、対象を検討した案となっております。基本的に、真ん中の青い部分のネットワークの構築サーバ機器導入業者が、構築後も運用を見ていただくというような形にしております。一方、赤い枠の左側のヘルプデスク業務及び定型的なオペレーションを行う業務の部分について、市場化テストの対象として切り出しをいたしました。

なぜ、このような形で案をつくったかというのが、次の5ページにございます。まず、現行の運用の問題点として、以下2点が認識されております。1点目が、運用フェーズにおいて、障害が発生した場合に、ネットワーク構築業者とシステム運用業者の責任分解が今曖昧となっていること、2点目として、セキュリティ運用等で現行機器の設定に課題が発生した場合に、業者が違うのはスピーディな対応がとれないといった課題が認識されております。

もう一方で、市場化テストに向けた検討としては、データセンタの提供運用チームが今一緒になっていたということで、こちらを分離することで、データセンタを保持しない業者も参加可能になるのではと考え、先ほどの4ページの形の案になりました。

6ページ、7ページに、今回、案として切り出したヘルプデスク運用チームの業務が具体的に書いてございます。主なものとしては、6ページのオペレーション業務の①番。運用統括チームが行いますシステム管理業務の支援といたしまして、情報の収集や情報管理等の定型化されている作業を一部分担するというもの、2番目としては、通常時の運用として、システム監視、ジョブのスケジュール管理、ログの確認とか、定期バックアップ実行条件の確認、データのリストア、各種IDの登録削除・設定変更等といった定型的な作業

を行うといった想定をしております。

7ページ目にまいりますけれども、こちらがヘルプデスク業務として、①でございます、利用者の要求対応とか、②の利用者への周知といった、一般的なヘルプデスク業務に加えて、③はちょっと特徴的ですがけれども、端末の配備・管理で、こちらは1点目でございます端末を配備する際に、ソフトウェアのインストールや各種設定の作業を行った上で、端末を配備する。また、3点目でございます実際の端末の予防保守として、修正プログラム等の適用を行うといった業務を想定しております。

続きまして、8ページ目にまいりまして、今回のコスト規模感ですけれども、下段の【次期】のところですがけれども、ネットワーク更改構築運用全体に占めます赤枠の市場化テスト対象については、約5%程度と少ない予算額となっております。

以上、ここまで御説明した経緯で進めてきたわけでございますけれども、検討当初に当室での調査の不足等がございまして、運用業務・管理支援業務というこの名前に縛られておって、ネットワーク構築・サーバ機器導入を含めることができないと思い込んで進めてしまっていたことがまずございました。

それと、一昨日の意見招請の結果として、複数の会社より、ネットワーク構築と運用部分を一括でやらないところのデメリットがあるということ、複数の業者の方から、一括でやったほうがいいのではないかと御意見もちょっといただいているということがございまして、改めて、ここで、メリット・デメリットを、一括導入した場合のところを整理をいたしました。それが9ページ、10ページになります。

特に、9ページ目の中段にございますコストの部分で、右側の分離調達をした場合に、事業者間の業務の重複が発生したりとか、引継ぎ・教育のところ追加のコストがかかってしまうということが考えられます。

10ページ目にございます実際のプロジェクトが始まった後の発注者負担とか、実際のリスク、システムの安定性、サポート対応においても、一括で調達したほうがメリットが大きいと考えられます。

以上のことから、今回、原子力規制委員会ネットワークシステムの更改に当たりましては、分離ではなく、一括で調達したほうがいいのではないかと考え、その方向で進めさせていただければと考えております。

ただし、一括調達とした上で、年始、公告で進めて、さらに、市場化テストということと、構築のスケジュール上、時間的な余裕がないため、市場化テストについては、次回に延期とさせていただければと考えてございます。

御説明は以上となります。

○石堂主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明いただきました業務内容変更（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

今の最後の部分で、市場化テストの手続に入っていく時期が遅くなるという御説明があ

ったかと思うのですけれども、具体的に言うと、いつごろになりそうかということになるのですか。

○佐野課長補佐 今回のネットワーク更改につきましては、このスケジュール、2ページにございました上段の青字のところ、平成29年1月からスタートさせたいと考えておりますので、これをやるためには、構築期間を最低でも9カ月必要だということで、複数の業者さんから御意見をいただいております、年度内に調達手続を終えると考えますと、今回、このタイミングで市場化テストを併せてやるのはちょっと難しいかなと考えております。

です、市場化テストをするタイミングとしては、青色の調達の次の更改のタイミングで、全てを一括した形で市場化テストをさせていただければと考えております。

○石堂主査 それは、2ページでいくと、平成33年度ということになって、枠外と考えてよろしいですか。

○佐野課長補佐 48カ月のところを考えてございますので、平成32年度のタイミングでというような形になると思っております。

○石堂主査 平成32年度に市場化テストに基づく契約の事業が開始されるという理解でいいですか。

○佐野課長補佐 はい。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

○若林専門委員 ちょっと教えていただきたいのですけれども、どの図を見たらいいのかよくわからないのですけれども、例えば8ページの「コスト規模感」という図で、【現行】と【次期】があるのですけれども、【現行】の業者A、業者B、業者Cは、全て異なる事業者ということではよろしいのでしょうか。

○佐野課長補佐 そのとおりでございます。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

○小尾専門委員 今回、いろいろ考えられたりしたとは思いますが、もともと最初の段階で、なぜヘルプデスクだけを切り出すことにしたのかというのが何となく納得がいかないわけですが、確かに、今現在のシステム構成から見ると、運用統括チームがあって、ヘルプデスクとデータセンターがあるから、データセンターだけ分ければヘルプデスクだけ残るみたいな話はわかるとしても、いろいろ業務があったとして、これをどういうふうに分けていくかというのは、もっと違う観点から本来考えなければいけないのではないかなと。そもそも出発点として、市場化テストをやらなければいけないけれども、どうしようかなみたいなふうに見えてしまっていて、どういうふうな運用管理業務が最適なのかという観点から検討していなかったのではないかなというふうに見えてしまうわけですが、そこら辺どういふ考えで、今こういうことになったのかということ、もし御説明いただけるようであればお願いします。

○佐野課長補佐 今、御指摘いただいたとおり、まず、JNES時代の市場化テスト対象部分

がまさに今回の市場化テスト対象と全く同じ部分でございまして、データセンタとかなく、複数の業者が入れた機器等をこういった形で、複数年ではなく、毎年毎年入札で運用業務の調達を行っていたということがございまして。まず、そこがJNESのところの対象であったというところがあって、それを26年のタイミングで対象が変わったときに、システム運用支援業務という名前にこちらが余りにもとらわれてしましまして、あくまでシステム運用の枠内でこういった形で組み替えができるかというところでしか、私どもの調査とか勉強不足が確かにございましたので、ネットワーク構築まで含めてできるというところが、まさに当初のタイミングで出発が間違っていたというのは、御指摘のとおりかと思っております。

○石堂主査 ほかはよろしいでしょうか。

○大山専門委員 今から市場化テストのプロセスに乗ると、一括調達をするにしても、時間的な問題というお話があるのですが、これもやはりそもそも論だと思うのですけれども、何のために市場化テストができてきたのかということ考えたときに、一括調達ができることを認めたとしても、調達に関する競争性の確保はもともとある話なので、そこについては考えが必要ですね、工夫が要りますよというふうに思うわけですが、例えば8ページ目の【次期】と書いてある中で、青い枠で、あるいは、この後、タイミング的にもまだ全部確認しているわけではないので、どこまでの範囲が対象となつてというのは私自身わかってないことがあるのですけれども、どういう工夫をなさろうとしているのかというのが、少なくとも今ここでは教えていただく必要があるのではないかと。こちらから見ると、聞かなければいけないかなというふうに思うのですけれども、そこはいかがですか。

○佐野課長補佐 実は、もともと上段の【現行】の業者A・B・Cとございますが、こちらの規制委員会が、設置法ができて数か月後にはできるということで、まず、入札するタイミングがなく、全て随意契約でこのA・B・Cをやっております。まずはそこが出発となつていまして。実は、今回、規制委員会として初めて入札をかけることになっておりまして、このA・B・Cのところを含めて、まずは入札をかけて調達の適正化をしようというのが実際まずスタートで始まってございました。

これをする事で初めて今回、規制委員会のネットワークの適正な価格がわかるのかなというところで、まず意見招請をして、一般競争入札の総合評価方式でやらせていただこうと思つているのですが、そこでまずは競争に乗せるというところを第一の目的で進めてまいった次第でございます。

○足立室長 ちょっと私から補足を申し上げます。

そういう過程の中で、昨年度から次期システムの更新に係るプロジェクトを立ち上げたと申し上げましたけれども、我々職員だけではなく、調達の仕様書をしっかりと作成して、業務を支援していただく業者さん、それから、今後については、工程管理を支援していただく業者さん、まずはしっかりとその部分の専門家の意見も聴きながら、公平性・中立性を担保した仕様書（案）をまずは策定して、先日、意見招請にかけたというところでござ

います。

○大山専門委員　そういうアプローチをなさろうとしているのはよくわかるのですが、これも、また、そもそも論になって、今までそういう方が入っているとすれば、今回ここでさまざまな指摘が出る以前にわかっていたのではないかということがまずあると思うのです。そういうのをやっている経験をお持ちの方がそばにいれば、その方がちゃんと話をしているはずだよと、まず思います。それがもしできてないとすると、逆の言い方をすると、その方の経験が不足しているのではないかという指摘をせざるを得ないと思うのですね。

2つ目は、先ほど来申し上げましたように、一括で今回調達をして、市場化テストはその次だという話になったとしても、今回の調達について、この一括という意味が、分離の仕方は全くなしでおやりになるのかということについては、なぜ一括がいいというふうにお考えになっているのか。別の言い方をすると、切り分けの仕方に工夫はないのですかということについては、やはりここでお聞きをさせていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐野課長補佐　一応5ページにございました現行システム運用の問題点がございましたので、まずはこの複数の業者にまたがることによって、現行の運用で大変苦労しているところでもございましたので、ここを何とか解消したいという思いから、一旦、こういった形で相談をした上で決めたという経緯でございます。

○大山専門委員　今のは回答になってないですけども、経緯はわかりました。

○石堂主査　どうですかね。要するに、一回考えていた分離ということだけを選択せずに、全部一括にするのか、今、大山委員から意見があったように、また、別なような分轄型も考えながら行くのかということとは別に、要するに、これまで考えてきた2.8億円だけを分離して走っていきこうという以外のことを考えていただくことについては、我々、小委員会としては了解だということかなと思うのですけれども、それは、そちらと考えが大いに違くと、また、困るのですけれどもね。要するに、一括以外のことは考えられないのだと言われると、また、ちょっと難しいわけですけども、そこはいかがですかね。

○佐野課長補佐　こちらのいただいた御意見をもとに、意見招請の結果も踏まえまして、公告までの間に、適切な形でもう一度調達支援業者も踏まえて、仕様書（案）の検討をさせていただいて、進めたいと思っております。

○石堂主査　よろしいですか。

○大山専門委員　はい。

お考えを伺えるということですね。

○石堂主査　そうですね。検討の結果を、また、聞きながらやっていくという形になるのかと思います。

○大山専門委員　こういうものはしっかり考えなければいけないので、すぐに出ないかもしれないのですよ。その場合でも、何でも、どうお考えになられたかだけは我々も聞く必

要が、責任があるかなと思いますので、そこについてはぜひお願いしたいと思います。

○足立室長 承知いたしました。

○石堂主査 それでは、本業務内容変更についての審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 本件につきましては、本日の審議の結果を踏まえて、先ほど私申し上げましたように、従来考えてきたやり方以外の方法も含めて考えていくと。そのときに、委員から指摘もございましたけれども、初めてのことだというお話がございましたから、ほかの事例なんかを含めて、要するに、競争性を高めるにはどうしたらいいかということをも十分検討しながらやっていただきたい。それについては、事務局と規制庁さんとの間で、今後、方向性を確認しつつ、適宜、案ができたときに、また、小委員会なりに報告をいただくような感じをとったほうがよろしいですか。

○事務局 その辺も、時間との関係がどうなるかわからないので、今回の構築部分の意見招請で、大山先生、小尾先生も仰っていたと思うのですが、今回、このような分離の仕方はおかしいという意見があったということなので、再度、意見招請をかけないでも一括調達できるぎりぎりのスケジュールだったのです。今回、一括調達するということで、意見がなければ、もう一回、規制庁さんは30日という長いタームの意見招請なので、それをやると全然遅れてしまいますので、とりあえず、今回初めて、これまで、前回のシステムは随契でやってきて、市場化テスト自体は、一括調達で競争に乗せるのは初めてですが、その中でどのような工夫をするか。それは説明会できちんと情報をインフォームするとかそういう方法でもいいですし、今から分離の形をつくるのは難しいかもしれないので、お答えについては、小委報告みたいな形でさせていただければいいかなと思っております。

○石堂主査 その報告はいつごろという感じになりますか。

○事務局 今回、パブコメが終わって、回答をつくりますね。

○佐野課長補佐 公告の前に、意見の回答ということで公表する予定ですので、多分、年明けの予算が決まって、公告の前という形になるかと思います。

○事務局 では、ちょっと変則的になりますけれども、そのパブコメの報告も含めて、先生のおっしゃられた競争性の担保を、今のこの段階でどのようにしてとるかという考えを小委方向としたいと。

○大山専門委員 私が申し上げたのは、一括でやるにしても、競争性を確保する方法を考えなければいけないし、分離するならば、さらに、競争性が高まる。一般的には、うまくやれば高まります。ということをも、ここでしっかり理解いただいておかないと、次にできないですね。時間切れだからそのまま行くということだけは避けなければいけないのではないかと思いますので、その意味でしっかりと回答をいただく必要があるのではないかなと。ベストな答えを出せなんて、それは努力はしても出るとは限りませんから、そこについて

どうこう言うつもりはございません。ただ、努力しないと、考えないと、こういうのは絶対に安易な方向に行くのですね。なので、済みませんが、そこだけお願いします。

○足立室長 承知いたしました。

○石堂主査 それでは、可及的速やかに御報告をいただくということで考えていきたいと思えます。

では、これまでとします。

本日は、どうもありがとうございました。

(原子力規制委員会退室、環境省入室)

○石堂主査 続きまして、環境省の「大山隠岐国立公園大山寺及び柘水高原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務」の実施要項（案）の審議を始めたいと思えます。

最初に、実施要項（案）について、環境省自然環境局国立公園課岡本課長より御説明をお願いしたいと思えます。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○岡本課長 本日はお時間をいただき、ありがとうございます。

環境省自然環境局国立公園課長の岡本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元に配付いただいております資料に基づきまして、御説明させていただきます。

最初に、1枚めくっていただきまして、1ページ目（1/66）でございます。こちらに業務の目的が書いてございます。大山隠岐国立公園は、昭和11年に指定された国立公園でございます。中国地方で最も高い山であります大山とその山麓地域は、大変多くの利用者が集まる重要なエリアでございます。このエリアにおきまして、環境省所管の大山情報館、そして、野営場（キャンプ場）、駐車場、公衆便所及び園地等の各施設について、保守管理・運営などを行うとともに、利用者に対して適切な情報を提供することが業務の目的となっております。

参考までに、ちょっと飛びますが、59/66ページを見ていただきますと、カラーの地図がございます。こちらの真ん中辺りに大山と四角で囲ってございますが、このいわゆる大山という山の頂上の弥山というところが一番頂上でございます。左上の★印マークがついておりますのが、大山の登山口に当たる大山情報館、その近くの大山仁王堂に下山野営場、下山公衆便所、下山駐車場がございます。また、その若干南、下側に下ったところに柘水高原がございます、公衆便所、駐車場、園地がございます。園地というのは、お弁当を食べたり、休憩をしたりと、そういうような広場があったり、休憩所があったりという、そういうところがございます。また、大山情報館の若干北寄り、上側のほうには豪円山野営場がございます。この辺りの施設が今回の対象となっているところでございます。

それでは、再び2ページ目に戻っていただきまして。本文の2～4ページに、各施設の概要が書いてございます。ここに並べてありますような施設が対象となっているところでございます。

続きまして、次の4/66でございます。こちらに対象の業務が書いてございますので、若干の御説明をさせていただきます。

まず、「大山情報館の管理運営業務」で、情報館の建物の保守管理とともに、この大山地区の到着あるいは出発の拠点となっているところですので、自然環境の情報や登山道の情報などをリアルタイムに把握するとともに、これを提供することが業務でございます。

また、「豪円山野営場及び下山野営場の管理運営業務」は、いわゆるキャンプ場としての管理運営を適切に行っていただくものでございます。

続きまして、5ページ目の(3)として書いてございますのが、下山公衆便所、榊水高原公衆便所、下山駐車場、榊水高原駐車場及び榊水高原園地で、こうした公衆便所や駐車場や園地の保守管理をしていただくという業務の内容になっております。

これらの事業については、7月10日に入札監理小委員会第372回の御審議を経まして、9月11日に官民競争入札等監理委員会にて書面御審議をいただきました。その際、御指導いただきました内容として3つございます。

1つ目が、モニタリング精度の向上のために、アンケート回収方法、集計方法などを再考すること。特に、アンケートの回収数が少ない場合は、悪ふざけなどの回答が数値に大きく影響するため、年間集計など、信頼度を上げる対策を講じる必要があること。

2つ目の御指摘が、利用者の不満などの状況に応じて、環境省が改善指導を的確に行う手順、体制を検討すること。

3つ目が、情報開示の拡大とさらなる競争性確保に努めること。

この3つでございます。

第3期の変更点といたしまして、次回のこの市場化テストについては、平成28年7月から31年6月までの3年間を予定しているところでございますけれども、いただきました御指摘を踏まえまして、見直しを行ったところでございます。

御指摘の1つ目のアンケート回収方法、集計方法を再考することについては、5ページ目の(1)真ん中ほどでございます。「大山情報館監理運営業務」の3)をごらんください。アンケートという方法自体が難しいのではという御指摘もありましたが、利用者の満足度や不満点を測るためには、利用者から直接御意見をいただけるアンケートが最良と判断いたしまして、継続してアンケートを使用することといたしました。

また、否定的回答1割という基準は厳し過ぎるとの御意見もあったことから、「否定的回答が1割未満であること」という表現から、「肯定的回答が6割以上」に変更いたしました。

また、アンケート回収方法についても変更いたしました。1枚めくっていただきまして、6ページ目の6.「モニタリング方法」とありますが、こちらの(1)(2)(3)をごらんください。

アンケートの回収目標については、(1)の大山情報館については、時期により利用者数に変動があることから、目標を月100件という月ごとの目標から、1年間を総合した年間

500件に変更いたしました。余りアンケートの回収に注力し過ぎると、本来業務に支障が出てしまうため、これまでの回収実績を踏まえ設定した数字でございます。

なお、(2)の野営場のアンケート回収目標については、変更はございません。

次に、(3)「アンケート回収時の対応」について、「受託者が恣意的にアンケート結果を操作できないよう」という点につきまして、環境省職員がアンケートボックスの施錠の開閉をするようにしておりますが、前期に問題となりました悪ふざけなどの低俗といえますか、ちょっとふざけたような、からかいのような回答がまじっていたことについては、環境省と協議の上、除外できる旨を明記いたしました。

また、アンケート用紙自体についても見直しを行いました。48/66ページの別紙2-1、2-2をごらんください。こちらにアンケートの様式がございます。前回より設問を減らし、アンケート5段階評価から4段階評価にいたしまして、「普通」をなくして、満足なのか、不満足なのかというふうに分けるようにしてございます。より提出しやすく、的確に評価できる工夫をいたしました。

以上が、改善項目の1点目、アンケートについてでございます。

次に、2つ目の環境省が改善指導を的確に行う手順・体制を検討することについては、戻っていただきまして、5ページ目の(1)をごらんください。一番下、4)の中で、肯定的回答の目標が6割未満となる場合には、環境省地方事務所長と協議の上、作業手順等を見直すことを明記しております。

次に、めくっていただきまして、7ページ目の(3)の3)でございます。アンケートを1カ月ごとに集計し、環境省担当者に報告の上、改善に向けた検討を行い、指示を受けることとしています。

以上が、改善項目の2点目、改善指導についてです。

最後に、3つ目の情報開示の拡大等、さらなる競争性確保に努めることについては、40ページ目の業務数量表をごらんください。こちらに業務内容と業務量を記載し、明確にしております。

また、パブリックコメントに当たりましては、地方環境事務所及び現地の自然環境事務所から、地域の民間事業者等へ周知を行っております。

以上が、2期目終了時の評価でいただきました御指摘への対応でございますが、これらに加えまして、2期目中に行われた施設の移管や拡張整備に伴い、管理対象施設や業務内容が追加されております。この点については、先ほどの仕様書の業務数量表に反映しております。

追加された施設と業務としては、1つが42ページの表にございます、榎水高原園地(北部)の多目的広場でございますが、こちらは、地域のイベントの開催と一般参加者の受け入れのため、新規整備拡張中のものがございます。来年の3月に工事が完了いたします。多目的広場整備に伴い、灌水(水をまく)、草刈をすることが追加されております。これは最後の45ページ目ですが、駐車場の拡張に伴いまして、駐車場巡回清掃の時間をふやし

ております。

また、前後して申しわけございませんが、44ページに、豪田山野営場管理棟が追加されています。これは平成25年度に自然公園財団から譲渡を受けたものでございまして、管理棟清掃業務を追加しております。

以上の点が、今回改正したところでございます。

これらの変更を加えた実施要項（案）について、パブリックコメントを今年10月28日から11月12日にかけて実施いたしました。パブリックコメントに当たっては、地方環境事務所及び現地の自然環境事務所から地域の民間事業者等へ周知を行いました。残念ながら、特に意見の提出はなかったところでございます。

以上が、環境省からの御説明でございます。御指導のほどよろしくお願いいたします。
○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○宮崎専門委員 過年度の実施状況としては、実際に参加された事業者は、1者入札であったのか、ある程度複数の方が応募されていたのか、そこを確認したいのですが、いかがでしょうか。

○田村課長補佐 国立公園課の田村と申します。よろしく申し上げます。

1者入札でございました。

○宮崎専門委員 新しく入って来る事業者に手を挙げていただくためには、もう少し内容をわかりやすくする必要があるのかなと思っております。38/66において、「野営場の運営に際して必要と考えられる物品」が上段の③に、具体的に、薪とか、インスタント食品、テント等と記載いただいているところですが、評価をする際の評価点が16/66にありまして、加点項目で野営場の利用に提供する物品で10点つくとなっているのですが、こちらには、利用者に提供する物品の例示を書いて、（参考価格を含む。）が適当かということですが、仕様書を見る範囲では、貸す物はある程度決まっています、実費が原則ですと言っていると思いますので、これでどうやって差別をつけて点数つけるかというのが読み取れなくて、逆に言うと、そこはちょっと書きぶりを変えるか、そこで何か本当に差をつけたいのであれば、どういう切り口で差をつけるのかというのをもう少し明確に書いていただいたほうがよいと思います。

○岡本課長 ありがとうございます。

今の御指摘を踏まえまして、確かに、薪はちょっと選びようがないと思いますし、「テント等」の部分が恐らくそういったサービスとして適切なものを選んでいただけるかどうかということだと思いますので、そういった点がもう少し38ページでわかりやすく、利用者がキャンプをするに当たって必要と考えられる、そういった機材としてのテント等とか、その記載は少し追加することを検討させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○宮崎専門委員 はい。

○岡本課長 ありがとうございます。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

○早津専門委員 今回の御質問とちょっと関連するかもしれないのですが、入札1期のとき2者、2期のとき1者と伺っているのですが、入札が始まる前と1期、2期で、受注の業者は同じなのでしょうか。それとも、変わったことはあるのでしょうか。

○岡本課長 結果としては、受注業者は変わっておりません。

○早津専門委員 1期目のときに2者で、2期目で1者になっているということは、このなくなった1者のなくなった理由は何か聞いていますか。

○岡本課長 ちょっとお恥ずかしい話ですが、余り高額でない委託費なものですから、もうけが少ないというような理由だったようでございます。

○早津専門委員 わかりました。ありがとうございます。

先ほど出た評価表得点配分表で、アンケート実施が加点で20点になって、アンケートも先ほど出てきたのですが、決まったアンケートを使うという前提になるのでしょうか。

○岡本課長 御質問ありがとうございます。

16ページ目の配点表の真ん中ほどの④でございますでしょうか。

○早津専門委員 はい。

○岡本課長 アンケートの内容は、48ページの様式を使っただくことになりますので、中身は決まっております。これの実施方法を提案をいただきたいと思っております。実は、前回のこのヒアリングの場でも、例えば、アンケートボックスを置く場所とか、アンケートの進め方とか、そういった点のいろいろ改善点があるのではないかと伺った御指摘もいただいております。ですので、どういう配置等にするかも含めて、やり方を御提案いただきたいと考えております。

○早津専門委員 ④を拝見しますと、アンケートの実施方法は今御説明があったことになるとかなと思ったのですが、要するに、有効なたくさんものを集めるための方法という理解をしたのですが、その後半のアンケート調査の結果と結果を踏まえた改善というところは、このアンケートが定型で決まっています、このアンケートが決まっている理由は決まっている理由は何かあるのですか。アンケートの結果を踏まえた改善というのが評価の対象になるのであれば、改善策があるためにアンケートをとるといったイメージがあるので、ここは創意工夫の対象にならないのは、何か理由があつてのことなのではないでしょうか。

○田村課長補佐 前のときにそういう御指摘がありまして、今回、アンケートの内容、設問も一応変えられるようにはなっております。6ページの下の方になります。6. 「モニタリング方法」の赤線を引いてありますが、「アンケートの設問については、業務の質を確保する上での課題点をより明確にするために必要な範囲で、民間事業者と地方環境事

務所で協議の上、適宜見直すことが可能なものとする」となっております。

○早津専門委員 そうすると、別紙2-1と2-2は、例にすぎないと、そういうことなのですね。これは、例えばこんな感じという、そういうことですか。

○田村課長補佐 そうです。当初、このような様式を参考にして、それから、改良していくという形になっていくかと思えます。

○早津専門委員 そうすると、アンケート自体の改良があると加点に結びつくという理解でいいのですか。

○田村課長補佐 必要が生じたときに、そういう改良をすることは加点になるのではないかと考えます。

○早津専門委員 アンケート以外の方法がないかというのは、何かいろいろ御検討されたみたいですが、入札にする前とかは、ずっとアンケートだけを評価の基準としてきたのですか。トイレの清掃はわかりやすいと思うのですが、ほかの業務の内容として、照明が消えているとか、そういう業務の内容が客観的なものであれば、定期的に見回することで、見回る回数とかによっては経費の面があるのでしょうかけれども、そういうのでできないのかなという、ちょっと疑問がありました。

○岡本課長 ありがとうございます。

前日も御議論が大分集中しましたところが、特に情報館ですけれども、この業務の中でもかなり中枢部分になるのですが、これが業務内容として、大山寺は文化的にも非常に有名な、昔、僧坊がたくさんあった古いお寺のあるところです。山の登山口でもあるということで散策路が幾つかございます。そういうところで、今どんな花が咲いているとか、登山道がどんな状況とか、そういう情報の収集を受託者がさせていただいて、それをパネルボードとかいろいろなところを直していきながら提供していく。あるいは、お客さんの質問に答えていくと、そういう業務がかなり重点的な部分でございます。お客様がそういったサービスに対してどうだったかと。単に床に濡れていたかどうかということももちろんありますけれども、そういう情報提供として適切な対応をしているかどうかというところは最も重点的な部分でございますので、アンケート方法を継続したいと考えております。

○早津専門委員 ありがとうございます。

○若林専門委員 先ほどの評価項目のところですが、どこかに書いてあったら教えていただきたいのですが、例えば16ページの表で言うと、加点項目の「類似業務実績」の類似業務は具体的にどういうものを指すのかというのは、どこかにありますか。

○岡本課長 それは明記されておられませんので、明記をするようにちょっと検討したいと思えます。例えば、先ほどのような情報提供をする業務であるとか、トイレの管理も非常に特殊性というか、技術が要る部分も確かにございますので、そういったような観点といえますか、そこはわかりやすいように記載を検討いたしたいと思えます。

○石堂主査 やはりアンケートが気になるのですね。というのは、今のところは、この業務がうまくいったかどうかということアンケートの結果から見ようということになって

いる非常に重要な項目ですけれども、この前の評価のときにもあったように、そもそも回収がこの数ではという感じで、しかも、今回、皆さんのほうで収集の目標そのものを下げてくるという話になると、アンケートによってお客様がどう思っているか評価するのだというのは、はっきり言って無理だと考えることになるのではないかという気がするのですね。

このアンケートの例の中にも、例えば、どの県から来たかとか、何人で来たかとかと、いくらこの項目を立てておいても、わずかな回収のアンケートからは何の結論も出せないのではないかと思うのですよ。だから、実際の回収率を下げたという現実からいくと、聞くべきことは、上のほうにあるものは、たくさん数が来れば、今後、どういう経営方針でやっていこうかということの参考になるかもしれないけれども、とてもそんなレベルではないと思うのですね。

ですから、1つ思うのは、恐らく皆さんのほうでもある程度お調べになっていると思うのですが、ほかの公園とか、それこそ類似の施設も、評判を確かめようと思えば、アンケートをやっているケースがあると思うのですけれどもね。そういうところもいわば同じような、はっきり言うと惨たんたる回収率なのか、非常に高い回収率を誇っているところがあるのかなのか。あるとすれば、どうやったら、そういういい回収率になったのかとか。また、さらに言うと、アンケート以外にどんな方法で評判の確認をしているかとか、そういうことをされたのかどうかというのをちょっと聞きたいのですね。

今回も、最初の御説明にあったように、やはりアンケートしかないのではないかということになってきていることは理解しますけれども、それがほかと同じくらいのレベルだという自信を持っておっしゃっているのかということところがちょっと気になるので、ほかの事例を勉強されているかということと、そうすると、アンケート以外にどういうことで評価を確認していこうかという考え方を何か出していただかないと、評価をどうするのですか、アンケートで行きます、アンケートについては回収目標も下げましたという流れでいくと、いかがなものかという感じがするのですけれども、その辺どうですかね。

○岡本課長 アンケートの数につきましては、御指摘のように、毎月100件という目標を前回立てていたわけですけれども、それを年間にすると1,200になりますので、今回、500件というのが余りにも数を減らし過ぎではないかといった御指摘もあるかと思います。他の例でも、月ごとの件数は、ほかの事務所等にも確認したのですけれども、余りやってないということで、それで、年間とさせていただいたのですけれども、御指摘のように、500件は落とし過ぎではないかということもございますので、昨年度までの実績で、回収をしたのが550だったということもございます。ですので、これは回収率を高めることを目標にせず、それを満たす数を目標にしたという点は、御指摘をいただいて当然のことかと思えますので、ここの点については、目標値をふやすと。それは先ほど申しあげました過去の分析も含めまして、ふやしたいというふうに考えます。

特に、どういうところから来ているかということについても、母数がないと意味がない

ということもございます。ここの地域については、冬は団体のお客さんが多いですが、それ以外の時期は家族連れとかそういう方が多いというところがございますので、大体3～4人のグループで来られたり、家族で来られたりということがございますので、そういった点も含めて、どれぐらいの件数を目標値としてとれば、意味のあることになりそうかということ、この年間件数は検討して、ふやすという方向で修正させていただきたいと思っております。

○石堂主査 例えば、大山情報館は、年間どのくらい来場者がありますか。

○岡本課長 20万人でございます。

○石堂主査 それと比べたら、100が1,000になっても、先ほど私申し上げましたように、もし、その目標数が達成できたにしても、そこから何か意味のある結論が出せるかといったら、母数との比較で言ったらなかなか難しいのではないかという気がするのですけれどもね。端的に言うと、あそこの壁が壊れていましたとか、そういうのは有効なのですね。だけど、全体として公園というものが来場者からいい評判なのだろうか、評価を受けているのだろうかということは、500だ、1,000だという中からはなかなか出てこないと思うのですね。結局は、回収数を今以上に画期的に上げることは難しいと考えていらっしゃるのではないかと思うので、そうすれば、1つには回収率を上げる方法がほかで何か有効な手だてがあるのだろうかということを勉強していただくことになるでしょうし、ほかも大体こんなものですよということになれば、他箇所ではアンケート以外の方法で何か評価しているのだろうか、そういう勉強をしていただかないと。そういう勉強をしていただかないとなかなか。

この評価が結局、業者さんの責任になるというか、業者の業務内容を評価する話になりますからね。やっている業者さんのほうだって、この少ないアンケートからおれたちの通知表がつけられるのではたまったものではないと思っているかもしれないとすら思うのですね。だから、そこは何か考えてやらないと、いわば同一業者がずっと続いていけば、去年よりは少しふえましたとか、去年よりは「いい」という意見が多少ふえましたというのも納得するかもしれないけれども、ほかの業者と入れ替わったときに、そういうことを言い出すと非常に説得力がないと思うのですね。

ですから、繰り返しになりますけれども、当面、アンケートしかちょっと思いつかないということであっても、私は、ほかの箇所がどうやっているかというのを、勉強を進めていただくのが最低限必要なのではないかなと思います。端的に言うと、ほかの箇所で、例えば同じようなアンケートをやっていて、どのくらいの回収率だとか、あるいは、うまくいっているとか、あるいは、それ以外のこういう方法で実はお客様の声を収集しているとか、そういうのは何かお勉強されたかどうかはいかがなのですか。

○岡本課長 正直なところ、お客様の評価につきましては、こういった方法以外については見当たりませんでした。アンケートではない形でお客様がどう評価するかというのは、私どもの努力の範囲では見当たらなかったです。

○石堂主査 私もあるどうかはわからないのですけれどもね。

○岡本課長 もし、何かお知恵があれば。メールとかホームページ等のようなやり方もあると思いますが、回答の信憑性等、非常に難しいと思います。

○石堂主査 ただ、国の中にも公園を持っている省庁は幾つもありますね。そういう横の連絡はないのですか。そういう同じような業務をやっている者同士の検討会とか何かそういうのはないものですか。

○岡本課長 公園の形態が、都市公園の場合と全く異なるものであり、山全体が公園というようなところですから、残念ながら、そういったことはございません。

○石堂主査 例えばキャンプ場というのだったら、日本じゅうに幾らでもありますね。そういうキャンプ場を経営しているところも、また、その数だけあるはずなので、違いがあるだろうから比較にならないだろうと最初から諦めるのではなくて、どこか似たところがどうやっているかというのを、要するに、何かよすがはないかという感じの勉強をさせていただくしかないような気がするのですけれどもね。

○岡本課長 わかりました。キャンプ場のデータは余りないのですけれども、国交省は都市公園の中では広域な国営公園の管理をされていらっしゃると思いますので、そこはちょっと聞いてみたいと思います。ありがとうございます。

○石堂主査 すぐにこうやろうかということにはならないかもしれませんが、ずっとこれからも続いていく話ですから、ぜひ、その改善方向を何か見出していただかないという感じがします。その改善方法の1つが、もしかしたら、アンケートの画期的な改善が入ってくるのかもしれませんがね。今のままの従来どおりで、いろいろ改良を加えられたといっても、このままのアンケート方式でやっていくと、正直言って、業者さんをそれで評価するという素材としては、非常に貧弱というか、余りよろしくないのではないかなという気がしますので、そこはちょっとお考えいただきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局は何かございますか。

○事務局 修正点について、環境省から報告をいただいた後に、先生方に御確認いただくような形でよろしいでしょうか。

○石堂主査 はい。

それでは、表現をきちんとすべきだという意見等もございましたので、先ほど来申し上げましたアンケートを画期的にこうやるというところも、すぐにはちょっと結論は出ないと思いますけれども、本日の検討を踏まえて、実施要項（案）について必要な修正を行って、事務局を通じて我々が確認した上で、議了とする方向で進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項等がございませ

たら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(環境省退室)

○石堂主査 それでは、最後に「原子力機構基幹情報システムの運用支援業務の契約変更」について、事務局から御報告がございます。よろしく申し上げます。

○事務局 事務局より御報告いたします。

事業概要でございますが、業務内容として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の研究開発活動に不可欠な情報インフラとなっております大型計算機システム、基幹ネットワークシステム及び情報セキュリティ対策システム等の運用に係る支援業務でございます。

実施期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間。市場化テスト1期目でございます。[A1]契約金額は657,000,000円。[A2]受託事業者は、一般財団法人高度情報科学技術研究機構でございます。

契約変更の内容でございますが、事由といたしまして、本年の7月8日に、国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部が改正されまして、原子力開発機構の一部の業務と国立研究開発法人放射線医学総合研究所が統合いたしまして、新たに国立研究開発法人量子科学研究開発機構（量子機構）が平成28年4月1日に発足いたします。

これに伴いまして、本事業に関する原子力機構の研究開発拠点のうち3拠点（那珂核融合研究所、高崎量子科学研究所、関西光化学研究所）が量子機構へ移管されることから、平成28年3月までに契約変更を行う必要が生じたということでございます。

参考資料のシステム概要図をご覧ください。

上段が現在のシステム概要図でございます。下段が28年4月1日以降のシステム概要図でございます。右上に赤で囲んでおります3拠点が、平成28年4月1日以降は、量子科学研究開発機構に移管されるということになります。

契約変更の内容としましては、これら3拠点のネットワークシステムの運用支援業務は、当該システムの機器がそのまま量子機構へ移管されますので、業務内容の変更は生じません。このため、3拠点の業務範囲については、量子機構に管理・監督を負担させることとし、本事業の契約者に量子機構を加えまして、金額については両機関で応分負担するとしております。

今後の取扱いでございますが、今回の契約変更は、法律の改正に伴う組織変更によるものであり、業務の内容に変更がないことから、官民競争入札等監視委員会事務局から小委員会への報告に留めることとし、平成29年度に実施する事業評価の際には、原子力機構から当該契約変更についての報告を求めることにしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問・御意見のある委員は発言をお願いいたします。

よろしいですね。

それでは、ありがとうございました。